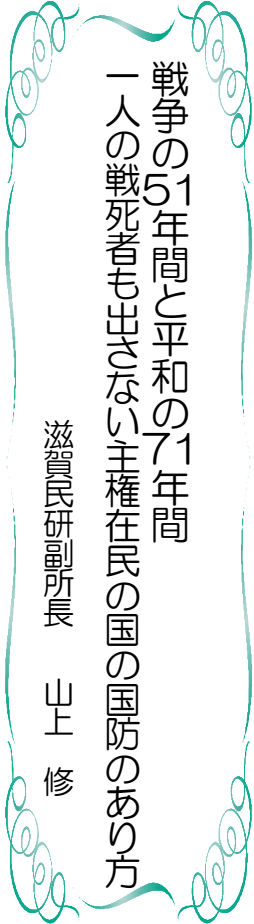




題字 藤本利夫書

〈1988年7月9日創刊〉  
 発行2016年7月1日 〈毎月1日発行〉  
**滋賀県民主教育研究所**  
 〒520-0052大津市朝日が丘1丁目  
 11-3 教育文化会館2F  
 TEL & FAX 077-525-5364  
 教育110番 077-523-3715  
 eメールshiga.minken@gmail.com  
 HP:http://shiga-minken.jimdo.com/  
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)  
 ①ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576  
 ②滋賀銀行本店営業部/普通口座511256  
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所



# 戦争の51年間と平和の71年間 一人の戦死者も出さない主権在民の国の国防のあり方

滋賀県民研副所長 山上修

今夏で戦後71年となる。この間の日本の平和は、戦前の51年間とは対照的だ。戦前の51年間とは、1894年の日清戦争から、1945年の世界大戦終結までの51年間である。

この間に日本は五つの戦争を遂行した。日清戦争、1904年日露戦争、1914年第1次世界大戦参戦、1931年満州事変、1937年盧溝橋事件以降の日中戦争、1941年コタバル侵攻・真珠湾攻撃からはじまるアジア・太平洋戦争。「戦争の51年間」である。この間、戦死者は、日本人三百数十万人、アジア太平洋では二千万人を超えた。日本史上これほどの戦死者を出した時代はない。最悪の51年間だった。

大日本帝国憲法は1890年に施行されたが、その4年後にはじまった「戦争の51年間」を防ぐことはなかった。1946年に公布された日本国憲法下では、70年間戦争をくいとめ戦死者を一人も出さなかった。この差を生み出したのはなんだろうか。前憲法にも、人権を保障する条文はあったが、法律の許す範囲に限定され、法律で奪うことができた。実際、治安維持法によって思想・言論の自由を奪い、戦争反対の声を抑え、戦争遂行を可能にした。

現憲法は、基本的人権と生命、自由、幸福追求の権利は侵すことのできない永久の権利として、最大の尊重を必要としている(11条13条)。加えて戦争も軍隊の存在も交戦権も認めない(9条)ことで戦死しない権利を保障した。戦争は不可能だった。

戦死者で血塗られた戦前の日本は「美しい」とする安倍首相の自民党は大日本帝国憲法に似た改憲草案をつくった。この種の憲法が戦争を防げないことは前述の通りだ。軍隊がないと国を守れないというが、世界の軍隊をもつ米国は、大戦後も戦争をつづけ、朝鮮戦争で14万人、ベトナム戦争で54万人が戦死し、今もつづく。侵略戦争を禁止する憲法を

もつ国は多数あるが、軍隊をもちアメリカと共に参戦した国は、みな戦死者を出している。戦死者を犠牲にして「国を守る」のは欺瞞だ。一人の戦死者も出さずに国を守るからこそ、主権在民の国の国防のあり方だ。今、北朝鮮や中国の軍事的「脅威」に対して、軍拡で国を守れとの世論がある。この道は必ず戦死者を生む。一人の戦死者も出さない道と武力の威嚇・行使の放棄、紛争の平和的解決をめざす東南アジア友好協力条約の東北アジア版の実現こそ、一人の戦死者も生まない主権在民の国のすすむべき道ではないか。

(やまがみおさむ)

## 《 今月の紙面 》

- ・【巻頭言】戦争の51年間と平和の71年間  
一人の戦死者も出さない主権在民の国の国防のあり方/山上修……………P1
- ・第29回総会概要/宮下ゆたか……………P2
- ・【記念講演概要】子ども・若者が必要としている「ケア」と学習について～今、「人間教師」の仕事を考える/田中孝彦……………P3～5
- ・後期中等教育における特別支援教育を考える(その1)－川村氏の高等養護学校での取り組みからの学び－/黒田吉孝……………P6・7
- ・行事と役員……………P8